

あっせんの申立て事案の概要とその結果（2021年度第4四半期）

その他

一般社団法人全国銀行協会

| | |
|-------------------|--|
| 事案番号 | 2021年度(あ)第16号 |
| 申立ての概要 | 不十分な説明にもとづいた事業資金の繰上返済にかかる清算金支払義務の不 存在確認 |
| 申立人の属性 | 法人 |
| 申立人(A社) の申立内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行と締結した金銭消費貸借契約における期限前返済に関する特約を無効とし、繰上返済を行った場合も特約通りの清算金を支払わないことを求める。 ・ 当社は、B銀行と一定期間固定金利である本件契約を締結した際に、B銀行担当者から期限前返済に関する特約書についての説明は受けている。 ・ 当社は、その後、B銀行担当者に、繰上返済するにあたって、清算金の金額を照会したところ、契約時に説明を受けた金額よりも多額の金額を提示された。不審に思い、全借入期間で計算せず固定金利期間に限定して計算すべきではないかと指摘したところ、金額は減額となったものの、契約時に説明を受けた金額とは大きな開きがあった。 ・ 当社は、契約時にB銀行担当者から、これほど多額の清算金が発生する旨の説明は受けておらず、この特約書自体がわかりづらく瑕疵があるものと認識している。 |
| 相手方銀行 (B銀行)の見解 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は本件契約の締結に当たり、繰上返済時の清算金の金額は、繰上返済時の金利情勢によって変動することを説明したうえで、直近に生じた他社の事例を用いて、具体的に説明している。 ・ 当行担当者は、繰上返済金額の照会を受け、A社に誤った金額を提示したことは認めるものの、それをもって特約が無効となるものではないと認識している。 |
| あっせん 手続の結果 | <p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、2021年10月15日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対し、特約書の記載が不十分であり、その不十分な記載に則り誤った金額をA社に示し、A社からの指摘により修正した点について配慮が欠ける点があったことは否めないことを指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、A社が将来繰上返済した場合に発生する清算金の一定金額をB銀行が負担するというあっせん案を提示した。 |

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 2022年1月25日付けで和解契約書を締結した。 |
|--|---|

| | |
|---------------|--|
| 事案番号 | 2021年度(あ)第18号 |
| 申立ての概要 | 返済する必要のなかった住宅ローンの利息の返還請求 |
| 申立人の属性 | 個人(40歳台) |
| 申立人(Aさん)の申立内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で父Cが住宅ローンの契約を行い、その後、母Dが重疊的債務引受をし、私が連帯保証人となった住宅ローンについて、団体信用生命保険の保険金支払事由発生日以降に行った返済について補てんされなかった利息の返還を求める。 ・ CはDを連帯保証人としてB銀行から住宅ローンの借入をした。その後、Cが失踪したため、DはB銀行担当者にそのことを伝え、今後の返済について相談したが、失踪宣告や団体信用生命保険について何も助言してくれなかった。 ・ Dと私は住宅ローンの返済を継続していたが、その後、Cの親族が失踪宣告の申立てを行い死亡とみなされたことをB銀行担当者に伝えたところ、団体信用生命保険の手続がされ、同保険金と残債の差額が振り込まれた。 ・ DがB銀行担当者にCの失踪を伝えた際に、適切な助言を受けることが出来ていれば、もっと早い段階で団体信用生命保険の適用がされたはずである。 |
| 相手方銀行(B銀行)の見解 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行がDさんからCさんの失踪を聞いたのは、Aさんが主張する時期よりもだいぶ後の時期である。 ・ 当行担当者は、Dさんに対して、Cさんの失踪宣告手続がされれば、団体信用生命保険により住宅ローンの支払いがされることを説明したと思う。 ・ もっとも、Cさんの失踪宣告手続をするかどうかは、Aさんらの私的な領域の事柄であるため、当行から、失踪宣告手続をするべきであるとまで言及はしなかった。 ・ その後、Cさんの失踪宣告手続がされない状況が続いたことから、当行は、Cさんの失踪宣告手続がされれば団体信用生命保険が支払われるように、Cさんの主債務者の地位を存続させ、Dさんとの重疊的債務引受とし、Aさんに連帯保証人になってもらった。 |
| あっせん手続の結果 | <p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2021年10月13日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、失踪宣告がされ団体信用生命保険が適用されることは、B銀行の債権保全にもなるのであり、Aさんらが失踪宣告の手続及び団体信用生命保険を利用しないことを明確に確認した上で記録に残す等、B銀行の対応として配慮が足りなかったこと等を指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 2022年1月7日付けで和解契約書を締結した。 |
|--|---|

| | |
|---------------|--|
| 事案番号 | 2021年度(あ)第41号 |
| 申立ての概要 | 金銭消費貸借契約の残高確認書の債務一部不存在確認請求 |
| 申立人の属性 | 個人(60歳台) |
| 申立人(Aさん)の申立内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、B銀行との間で締結した金銭消費貸借契約について、対象物件を売却して一括返済した金額と、B銀行が発行した債務の残高確認書に記載の金額との差額の返還を求める。 ・ 私は、本件契約に基づく借入金の返済を、B銀行に返済条件の変更をしてもらいながらも継続していた。 ・ 私は亡母の遺産分割調停のために本件契約の債務残高を明らかにする必要があったため、B銀行担当者から残高確認書の発行を受け、それに基づき遺産分割調停が成立したため、対象物件を売却し、本件契約を一括返済することとした。 ・ 後日、B銀行担当者から残高確認書に記載の金額に誤りがあり、より多額の債務残高があることが判明した。 ・ 私は、銀行がいったん残高確認書を発行した以上、それ以上の請求をしてくるのは不当だと思った。しかし、対象物件の売却のためB銀行の主張する債務残高を返済せざるを得なかった。 |
| 相手方銀行(B銀行)の見解 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Aさんは、本件契約の当初の段階から約定弁済が出来ていない状況が続いたため、当行は、複数回、返済条件の変更を行う等の対応をしてきた。 ・ 当行はAさんからの強い要請を受け、残高確認書を作成・交付した。当行担当者は、残高確認書は、Aさんの亡母の相続に関する調停に使用することを確認していた。 ・ 残高確認書は、当行が通常作成する資料ではなく、Aさんの依頼に応じて個別対応したもので、当行担当者が手作業で計算をした。その計算過程でミスが生じ、誤った金額を示したことはお詫びする。 ・ しかし、そのことで債権放棄したことにはならない。 |
| あっせん手続の結果 | <p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2021年11月1日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、残高確認書をもって本件契約の一部債権放棄をしたとまでは言えないとしても、事後において、残高確認書に記載されている額以上の請求をすることは、信義則上、問題がないとは言えないこと、及び最初から正しい返済残高を示されていたれば、Aさんは遺産分割調停において異なった内容の合意ができたかもしれず、B銀行担当者のミスによりその機会を失ったといえること等を指摘した。 |

| | |
|--|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 2022年1月31日付けで和解契約書を締結した。 |
|--|---|

| | |
|---------------|--|
| 事案番号 | 2021年度(あ)第42号 |
| 申立ての概要 | 説明不十分で購入させられた仕組債の元本割れ相当額の損失補てん要求 |
| 申立人の属性 | 個人(50歳台) |
| 申立人(Aさん)の申立内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入した仕組債の元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者から本件商品の説明を受け、利率等の条件が良く、中途解約しない限り元本が保証される商品だと思い、購入するに至った。 ・ 私は、B銀行と本件商品の取引を行うまで、他に投資経験もなく、十分な知識や業務経験を有してはいなかった。 ・ 私は、B銀行担当者から、本件商品の内容、元本割れリスク等について十分な説明を受けていない。 |
| 相手方銀行(B銀行)の見解 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、本件商品を提案したところ、Aさんが購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、Aさんからの聴取及び所定の書面により、Aさんの投資意向、保有金融資産、投資経験等を確認しており、本件商品の販売に問題はないものと判断した。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、所定の資料を用いて、本件商品の内容やリスク等について一通り説明を行っており、説明内容に問題はなかったものと判断している。 |
| あっせん手続の結果 | <p>【申立て受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2021年11月19日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、B銀行に対して、Aさんに本件商品を販売するに当たり、Aさんの具体的な保有金融資産の確認をもう少し慎重に行うべきであったこと等を指摘した。 ・ その上で、あっせん委員会は、B銀行がAさんに解決金を支払うというあっせん案を提示した。 ・ その結果、AさんとB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・ 2022年2月28日付けで和解契約書を締結した。 |

| | |
|--------|---------------------------------|
| 事案番号 | 2021年度(あ)第58号 |
| 申立ての概要 | 説明不十分で売却させられたファンドラップに係る損失の補てん要求 |
| 申立人の属性 | 個人(60歳台) |

| | |
|----------------------|---|
| <p>申立人(Aさん)の申立内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行で購入したファンドラップの元本割れ相当額の損失の補てんを求める。 ・ 私は、B銀行担当者に対し、大きな利益は求めないものの、契約していた定期預金よりも利率が良く安全な商品がないか尋ねたところ、本件商品を提案され、購入するに至った。 ・ 私は、本件商品の解約手続の際に、時価評価額について説明を受け、当該評価額はあくまで参考値であることを理解していたが、解約した場合に手数料等が控除されることについて説明がなく、自分の想定以上に差損が生じた。 |
| <p>相手方銀行(B銀行)の見解</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行担当者は、Aさんの意向を確認した上で、本件商品を含むいくつかの商品を提案したところ、Aさんが本件商品の購入を希望したため、販売するに至った。 ・ 当行担当者は、本件商品を解約する場合には換金まで1か月程度かかり、運用残高及び運用損益に連動して手数料等も変動するため、最終的な解約による受取額を解約申込時において提示することはできないことから、解約申込時の時価評価額と解約による最終的な受取額が乖離する可能性について、Aさんに説明し理解を得ている。 |
| <p>あっせん手続の結果</p> | <p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2022年2月25日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 ・ あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。 |

| | |
|----------------------|---|
| <p>事案番号</p> | <p>2021年度(あ)第60号</p> |
| <p>申立ての概要</p> | <p>相続預金の払戻請求</p> |
| <p>申立人の属性</p> | <p>個人(70歳台)</p> |
| <p>申立人(Aさん)の申立内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ B銀行に私の亡母Cが保有していた預金は、Cの遺言書により私とその全額を相続したものであるから、本件預金の払戻しを求める。 ・ 私は、私に本件預金を遺すとするCの遺言書をB銀行に持参して相続預金の全額払戻しを請求したが、B銀行は、他の相続人との間の遺産分割協議が整うまで応じないとして、請求を拒絶した。 ・ 遺言書の有効性は裁判手続により確認されており、B銀行が本件預金の払戻しに応じない法的理由はない。 |
| <p>相手方銀行(B銀行)の見解</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、Aさんから相続預金の払戻請求を受ける前に、他の相続人が遺留分減殺請求権を行使したことを認知したために相続預金全額の払戻請求に応じなかったものであり、当行の取扱いに違法性はない。 ・ 当行担当者は、Aさんに対し、相続預金の払戻し手続について、遺言書や戸籍謄本の写し等必要書類も含めて説明しているが、当行はAさんから当該手続を正式に受け付けたことはなく、必要書類の提出も受けていない。 |

| | |
|---------------|---|
| あっせん 手続の結果 | <p>【申立て受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、Aさんの申立てを「適格性あり」として受理し、2022年2月8日、AさんとB銀行から事情聴取を行った。 あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、当事者間に和解が成立する見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。 |
|---------------|---|

| | |
|-------------------|--|
| 事案番号 | 2021年度(あ)第68号 |
| 申立ての概要 | 不正使用されたキャッシュカードにより引き出された預金の補てん要求 |
| 申立人の属性 | 個人(70歳台) |
| 申立人(Aさん) の申立内容 | <ul style="list-style-type: none"> 私は、妻CにB銀行を含む複数の金融機関のキャッシュカードを預けていたところ、当該キャッシュカードが詐取され、預金を不正に払い戻されてしまった。 私は、警察に被害届を提出した後、各金融機関に預金の補償の申請手続をしたところ、B銀行のみ補償に応じてもらえなかった。 私は、B銀行から、Cが犯人にキャッシュカードの暗証番号を教えたことが「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預金者保護法)の「重過失」に当たるとの説明を受けたが、詐欺犯に安易に教えたわけではなく、その点について重過失はないと考える。 |
| 相手方銀行 (B銀行)の見解 | <ul style="list-style-type: none"> 当行担当者は、Cさんからキャッシュカードを何者かに渡してしまった旨の連絡を受け、警察へ本件に関する届け出内容を確認し、その上でAさんらから複数回にわたり被害状況を聴取し、補償審査を実施したところ、補償しないとの結論に至った。 預金者保護法において補償される預金払出しは、「盗取」されたキャッシュカードによるものであり、「詐取」されたキャッシュカードによるものは補償の対象ではない。 Aさんは特段の必要性がないにもかかわらず従前よりCさんに暗証番号を伝えるなど管理に問題があり、その結果預金を引き出されたものと当行は判断しており、法律上の義務がないにもかかわらず特に補償に応じる必要があるとは言えないとの結論に至った。 |
| あっせん 手続の結果 | <p>【申立て不受理】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、本件申立ては、自宅でB銀行が発行したキャッシュカードを詐取されて預金を引き出される被害にあったAさんが、Cさんとともに、預金者保護法にもとづきB銀行に補てんを求める事案であるところ、B銀行がAさんに対する損害補てんに応じるか否かは、B銀行の経営判断に属する事項となるから、業務規程27条(あっせん手続を行わない場合)の1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行等個人に係る事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと思われる場合)に該当すると判断し、「適格性な |

| | |
|--|--------------------------------|
| | し」として2022年1月20日付けであっせん手続を終了した。 |
|--|--------------------------------|

| | |
|---------------|---|
| 事案番号 | 2021年度(あ)第69号 |
| 申立ての概要 | 不正使用されたキャッシュカードにより引き出された預金の補てん要求 |
| 申立人の属性 | 個人(70歳台) |
| 申立人(Aさん)の申立内容 | <ul style="list-style-type: none"> 私は、私と夫CのB銀行を含む複数の金融機関のキャッシュカードを詐取され、当該キャッシュカードにより預金を不正に払い戻されてしまった。 私は、警察に被害届を提出した後、各金融機関に預金の補償の申請手続きをしたところ、B銀行のみ補償に応じてもらえなかった。 私は、B銀行から、私が犯人にキャッシュカードの暗証番号を教えたことが「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預金者保護法)の「重過失」に当たるとの説明を受けたが、詐欺犯に安易に教えたわけではなく、その点について重過失はないと考える。 |
| 相手方銀行(B銀行)の見解 | <ul style="list-style-type: none"> 当行担当者は、Aさんからキャッシュカードを何者かに渡してしまった旨の連絡を受け、警察へ本件に関する届け出内容を確認し、その上でAさんらから複数回にわたり被害状況を聴取し、補償審査を実施したところ、補償しないとの結論に至った。 預金者保護法において補償される預金払出しは、「盗取」されたキャッシュカードによるものであり、「詐取」されたキャッシュカードによるものは補償の対象ではない。 |
| あっせん手続の結果 | <p>【申立て不受理】</p> <ul style="list-style-type: none"> あっせん委員会は、本件申立ては、自宅でB銀行が発行したキャッシュカードを詐取されて預金を引き出される被害にあったAさんが、Cさんとともに、預金者保護法にもとづきB銀行に補てんを求める事案であるところ、B銀行がAさんに対する損害補てんに応じるか否かは、B銀行の経営判断に属する事項となるから、業務規程27条(あっせん手続を行わない場合)の1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行等個人に係る事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として2022年1月20日付けであっせん手続を終了した。 |

| | |
|--------------|---|
| 事案番号 | 2021年度(あ)第71号 |
| 申立ての概要 | 存在するはずの預金の払戻請求 |
| 申立人の属性 | 個人(70歳台) |
| 申立人(A社)の申立内容 | <ul style="list-style-type: none"> B銀行に預入していた私名義の総合口座を普通預金口座に変更する手続きを行った際、定期預金を全く引き出していないのにお金が無くなっている。 私のお金を返して欲しい。 |

| | |
|-------------------|--|
| 相手方銀行 (B銀行)の見解 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、当時の取引伝票を調査し、Aさんの自署による依頼に基づき、総合口座の定期預金を証書式の定期預金として預け替えをする等、依頼通り正しく処理を行っている。 ・ 当行は、所定の確認手続を行った上で、本件手続を行っているため、Aさんの要求に応じることはできない。 |
| あっせん 手続の結果 | <p>【申立て不受理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、Aさんは、自己の総合口座を普通預金にする手続をした際、預金の一部しか受け取っていないため、その余の預金についてB銀行に返還するよう求めているが、Aさんからかかる主張を裏付ける資料は提出されていないほか、Aさん及びB銀行が提出した資料によれば、当時存在していたAさんの預金について、払戻手続や資金移動が適切に行われたことが認められ、これによってAさんが損失を被ったと評価することはできないことから、業務規程27条(あっせん手続を行わない場合)の1項7号(経済的損失が認められない場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として2022年1月31日付けであっせん手続を終了した。 |

| | |
|-------------------|--|
| 事案番号 | 2021年度(あ)第73号 |
| 申立ての概要 | 第三者によって詐取された預金払戻金の補償請求 |
| 申立人の属性 | 個人(70歳台) |
| 申立人(Aさん) の申立内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 私は、B銀行に預入していた預金が、私の知らない間に何者かに払い戻されていたことから、B銀行に対して払い戻された預金全額の返金を求める。 ・ 私には本件預金口座のキャッシュカードを紛失するなどの不注意がなかったにもかかわらず本件預金が払い戻されてしまっており、B銀行は補償に応じるべきである。 |
| 相手方銀行 (B銀行)の見解 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、Aさんから身に覚えのない預金払戻しがされているとの問合せを受け、本件預金の出金状況の調査結果をAさんに伝え、当行が責任を負うべき不正な払戻しは認められない旨再三説明をしている。 ・ Aさんに対しては警察に届け出し相談するよう案内しており、当行は補償要求には応じられない。 |
| あっせん 手続の結果 | <p>【申立て不受理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、本件預金口座から不正な払戻し(B銀行において補償すべき払戻し)が存在したか否かは、当時のキャッシュカードの保管状況、暗証番号の管理状況、誰がキャッシュカードを用いてATMから現金を引き出したかなどの詳細な事実認定が必要になるが、本手続において当事者から提出された書面等、資料・証拠書類等及び事情聴取等によってこれらの事実の確認を行うことは著しく困難であることから業務規程27条(あっせん手続を行わない場合)の1項5号(当事者から提出された書面等、資料・証拠書類等および事情聴取等によっては紛争の核心となる事実の確認をすることが著しく困難である場合) |

| | |
|--|---|
| | に該当すると判断し、「適格性なし」として2022年1月28日付けであっせん手続を終了した。 |
|--|---|

| | |
|---------------|---|
| 事案番号 | 2021年度(あ)第84号 |
| 申立ての概要 | 経営者保証ガイドラインに基づく連帯保証の解除要求 |
| 申立人の属性 | 個人(40歳台) |
| 申立人(Aさん)の申立内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 私はB銀行に対し、C社の債務に係る連帯保証契約の解除を求める。 ・ 私がC社の代表取締役であった当時、私はC社がB銀行から融資を受ける際の連帯保証人となっていた。その後、私は代表取締役を退任し、C社の経営に全く関与しなくなったことから、私はB銀行に連帯保証契約の解除を求めたが、受け入れられなかった。 ・ 本件債務については、現状、C社及び現代表取締役Dも連帯保証人となっており、これは「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」にいう二重徴求に当たり、なおかつ私はすでにC社の経営にも関与していないことから、B銀行は、株主でもなく取締役でもない私の連帯保証契約を解除すべきである。 |
| 相手方銀行(B銀行)の見解 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 当行は、Dさんを連帯保証人に追加する際、十分に検討し、C社の経営状況等に鑑み、Aさんの連帯保証契約は解除しないことを決定し、その決定内容をDさんに伝達している。 ・ 当行は、Aさん及びDさんに対し、Aさんの連帯保証契約を解除しない理由について丁寧かつ具体的に説明をしている。 ・ 本件連帯保証債務は、上記ガイドライン特則の適用以前の案件である。 |
| あっせん手続の結果 | <p>【申立て不受理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あっせん委員会は、B銀行がAさんの連帯保証契約の解除に応じるか否かは、B銀行の経営方針及び融資態度を問題にするものであることから、業務規程27条(あっせん手続を行わない場合)の1項6号(加入銀行の経営方針や融資態度、あるいは銀行員等個人に係わる事項等、事柄の性質上、紛争解決手続の利用が適当でないと認められる場合)に該当すると判断し、「適格性なし」として2022年3月23日付けであっせん手続を終了した。 |

以上